

Citizens Network Against National ID Numbers(CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

政

府の高度情報通信社会推進本部の「個人情報保護検討保護部会(堀部政男座長)」は、十一月十八日に「我が国における個人情報保護システムの在り方について」と題する中間報告を出した。政府は、二〇〇一年の通常国会に新たなプライバシー保護法案を提出する方針だ。この中間報告を読むと、わが国における役所主導のプライバシー保護システム作りの方向性が見えてくる。

役所主導の

個人情報保護システム

作りを

斬る

プライバシー「反古」を助長する中間報告

中間報告では、基本法と個別法、業界などの自主規制(ガイドライン)を組み合わせた仕組みを想定している。つまり、第一に、公的部門と民間部門を広く包括する原則などを盛った「基本法」を作る。その上で、信用情報、電気通信、医療情報など、保護の必要性の高い分野では、「個別法」を作る。それ以外の分野では、ガイドラインなど「自主規制」で対応するというもの。基本法がまがい物だと、個別法や自主規制もまゆつば物になる構図となっている。

一部をなすもの」と認知していない。ちなみに、アメリカの連邦プライバシー法では、「プライバシーの権利は、アメリカ憲法により保護される基本権である」(二条(a)(4))とうたっている。日米のこの落差は何なのか。

次に、保護の対象となるのは、コンピュータ処理情報のみならず、手書き情報も含むとはいうものの、「個人情報」の範囲は明らかでない。にもかかわらず、「豊かな国民生活実現」のため、個人情報の利用や流通の必要性を強調している。個人情報の「保護法制」に、その利用や流通の必要性をうたう「感覚」は、まったく理解できない。

基本法の名あて人もよく分からない。また、報道・出版、学術・研究分野への適用除外についても、結論が先送りされている。情報の「自己コントロール」についても、「権利」として認知することにも消極的だ。悪質な情報漏れなどに対する、一般的な罰則を盛ることについても、同じく消極的だ。

また、中間報告では、国の行政機関に苦

情処理のための第三者的な窓口の設置をえるように求めている。しかし、苦情申立てを「権利」として認めていない。「利」として認知するのが世界の常識だ。かも、苦情を役所の「窓口」で取扱うのは、実効性のある救済は望み薄である。ナダヤオーストラリアにあるような、行から独立した議会直属のプライバシー・ンブズマンの設置を考えるべきだ。

最大の問題点は、中間報告からは、公分野における個人情報の乱用規制の視点まったく見えてこないことである。

今回の検討は、汎用の国民背番号である「住民票コード」の強引な導入が発端でつたはずだ。とすれば、最低でも報告は、「データ照合規制」の視点が盛り込まれていなければならない。これが、何ら論されていない。

このように、ざっと見ただけでも、中間報告は、実のない、まさに、役所主導「プライバシー反古システム」作りを目指しているといえる。こんなプランより作れい政府にコードやカードは危険である。はり、廃止法案を通過させ、我々が自分プライバシーを守るしかない。

主な記事

- ・ 国に管理される高齢者のプライバシー
- ・ 自治省システム作りを開始
- ・ 民主党、背番号廃止法案を国会に提出
- ・ 中間報告はプライバシー有効利用報告

介護保険導入で 国に管理される 高齢者のプライバシー

厚生省の全国二百八十万分一元管理に異議あり

PIJ 高齢者の人格権を守るプロジェクト

厚生省構想とは

東 京都武蔵野市は、九九年十月一日に始まった介護保険の概要介護認定芥手続きに先駆けて、九月末に「二百八十万人のプライバシーの危機！なぜ厚生省はオンラインで結ぶのか！」と訴えた小冊子を出した。厚生省は、全国二百八十万の高齢者の八十五項目心身状況調査データを、オンラインで市区町村から集め、一元管理する「認定支援ネットワーク」の構築を目指している。武蔵野市は、この厚生省構想に対し、「プライバシー保護の観点からきわめて重大な問題であり、国民のプライバシー意識を逆なですて」いるとして、中止を求めたもの。

厚生省のコンピュータを使った介護保険「認定支援ネットワーク・システム」構想では、全国の市町村（市区町村および広域連合）が調査した介護保険認定申請者の個人情報（百二十五項目のうち、心身状況調査八十五項目の結果が該当）を、オンラインで厚生省の認定支援センター（全国センター）に送信を受け、一元的に集中管理することになっている。集中管理される情報には、要介護認定の第一次、第二次判定結果や、判定に使った高齢者の心身に関する多様なデータが含まれる（厚生省「認定支援ネットワークシステム関連資料集（第一版）」参照）。

介護保険導入で国に管理される高齢者のプライバシー

武蔵野市の主張

武蔵野市は、この厚生省の構想に対して、「プライバシー保護の観点からきわめて重大な問題であり、国民のプライバシー意識を逆なです、混乱は必至」。「厚生省はなぜ、地方分権の流れを無視したやり方で、市町村の要介護認定の一つ一つに干渉しようとするのでしょうか」。「市町村が保険者として信用できないなら、介護保険は国営で運営すべきです」と訴えている（武蔵野市「介護保険ブックレット3」参照。ホームページアドレスは、www.city.musashino.tokyo.jp/japanese/kaigooken/book3/book3-1.html）。

武蔵野市は、高齢者の人格権を軽視したデータ管理手法を強い口調で批判した意見を載せた冊子を、市内の全世帯七万戸に配布した。また、全自治体の首長、衆参の国会議員などにも送った。

PIJのプロジェクト始動

PIJは、介護を必要とし余り自由にものを言い難い高齢者の人格権をないがしろにすることにつながりかねない、中央の役人の立てた構想を検証することにした。そして、石村代表をヘッドとする「高齢者の人格権を守るプロジェクト」を立ち上

げ、この問題についてヒアリング実施した。

九九年十月二十一日に武蔵野市所を、衆議院議員河村たかしPIJ相談役、北角嘉幸秘書、石村耕治IJ代表らが訪れ、板橋信行助産師吉田茂福祉保健部長らから、同市意見を聞いた。また、同日、衆議院議員会館で、厚生省老人保健福祉小池創一介護保険制度施行準備室補佐を招き、意見を聞いた。

同日のヒアリングでの、PIJ（河村、石村）と武蔵野市、厚生（準備室）とのあいだでの質疑応答要約すると次のとおりである。

武蔵野市役所でのヒアリング

武蔵野市の懸念

自治体から高齢者のプライバシーを守れ、といった主張ができてきたことに、時代の流れを感じる。そととともに、こうした主張が出てくことは、「成熟した社会」・「高齢社会」での人格権保護のあり方が底から問われてきているのではないかと思う。武蔵野市の主張を伺い、「武蔵野市」厚生省の認定支援センター（全国センター）からは、市町が集めた介護保険認定申請者の氏

介護保険導入で国に管理される高齢者のプライバシー

や住所などのデータは提出するよう求められるていない。

しかし、市町村が集めセンターに再提出を求められるデータのなかには、例えば、「項目95 排便後の後始末」、「108 ひどい物忘れ」、「136 不潔行為」、「138 性的迷惑行為」などのように、申請者が他人に知られたくない情報も多い。また、「99 整髪」、「121 作り話」、「126 同じ話をする」とか、「133 収集癖」とか、普通の人も該当する事項も少なくない。

いずれにせよ、こうした「人間の尊厳」に係わる個人情報、自治体（市町村）が独自に利用するという前提で、申請者から同意を得て収集している。こうした個人情報を、国も利用するということで後にセンターに再提供されることになっているというのであれば、申請者から同意を得る段階で前提が違っているのではないか。

全国センターへの再提供には申請者本人のインフォームド・コンセントが要る、という武蔵野市の主張はもっともだ。厚生省の情報提出要

求と市側の主張との間の隔たりは、どのようなところに原因があるのか、もう少し説明を願いたい。

〔武蔵野市〕介護保険法百九十七条（報告の徴収等）では、「厚生大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、必要があると認めるときは、その事業の実施の状況に関する報告を求めることができる」と規定している。これが、厚生省が、すべての市町村に全国二百八十万人の認定申請者についての個人情報提出を求める法的根拠だという。

一方、武蔵野市には、個人情報保護条例があり、外部とのオンライン接続、データの提供を禁止している。厚生省のいうような、コンピュータを使った認定申請者の個人情報のオンライン提供はできない。これが、武蔵野市の「厚生省はコンピュータオンラインによる究極のプライバシー情報の集積を中止すべきです」とした提言につながった大きな理由の一つである。

介護保険制度が、自治体（市町村）に根ざした仕組みであることからして、武蔵野市の主張は当然のことだ。また、法にいう「必要があると認めるとき」とは、厚生省、市町村の双方が、絵客観的に必要と認めるとき芥と解釈するのが常識といえる。絵客観的必要性芥がないのに、中央の役所が、常時、オンラインで認定申請者の特定情報を求めること

ができると解するのは問題だ。〔武蔵野市〕同感だ。武蔵野市は、厚生省から求められれば、その請求が認定申請者のプライバシーを侵害する恐れはないと判断される限りにおいて、オンデマンド・ベースでプリントアウトして、ペーパー（文書）で提出することを考えている。

誤解して欲しくないので、断つておくが、土屋正忠市長は「介護保険を止めて欲しい」といつているわけではない。中央が問答無用の態度で市町村に情報提供を求めるのではなく、法令および条例を守るとともに、高齢者の人格権を大切に、市民の暮らしにきめ細かい配慮をすることを求めているのである。

役人社会主義には負けない

自治省の住民基本台帳ネットワーク・システムもそうだが、この厚生省の介護保険認定支援ネットワーク・システムも、中央の役人が国民のプライバシーを自分らの管理のもとに置こうという「役人社会主義」思考の典型といえる。武蔵野市が言うように、明らかに地方分権の流れに抗するやり方だ。厚生省の方から絵圧力芥はないか。

〔武蔵野市〕国会議員やプライバシー保護に取り組んでいるNPOの方々

が、この問題に強い関心を持ってただいて、本当に心強く感じている。厚生省介護保険制度準備室の方から市の介護保険準備室の方に、「本当争うつもりですか？」といった電があつたように記憶している。市が、しっかりとしているので、職員動揺はない。

武蔵野市のように、市町村かの「高齢者の人格権をもつと尊重べきである」という声に、中央の人はもつと真摯に耳を傾けなければならぬ。高度情報化社会というワードで、あるいは高齢者の介に関する個人情報は中央管理・公化が当然、といった論理で「地方治」や「人格権」がないがしろにされることは、絶対にあつてはならない。高齢者のアメニティにもつと慮すべきだ。今後とも、武蔵野市運動を支援していきたい。

厚生省介護保険施行準備室からのヒアリング

厚生省の介護保険認定支援ネットワーク・システム構想では、全市町村が調査した介護保険認定申請者の心身状況に関する個人情報全国センターにオンライン提供を

る。これに対して、武蔵野市などから、異議が出ているが、「ご存知か。」

厚生省は
一元管理を『考えていない』…

〔準備室〕武蔵野市が絵異議あり芥と言っていることは承知している。ただ、誤解があるかもしれない。というのは、厚生省が、介護保険法百九十七条「報告の徴収等」の規定に基づいて市町村に求める情報は、確かに個人情報に該当するものも多いけれども、あくまでも統計上の情報を入力することがねらいだ。したがって、「高齢者の個人情報の全国ネットワーク管理」がねらいではない。

確かに、厚生省は、市町村に被保険者の氏名とか、住所など特定情報の提出は求めていない。しかし、各人の被保険者番号は、送らなくともいいと言っていない。はっきりと「番号は提出の必要なし」と言わないのはなぜか。これでは、本人が特定できてしまうのではないか。プライバシー保護の面から問題があるのではないか。

〔準備室〕私どもは、保険者番号には市町村番号（行政区番号・自治体コード）を使うことにしている。一方、被保険者番号は、各市町村が新たに対象者に付番することになるが、固

有の番号を利用することになる。基礎年金番号などの転用は考えていない。また、全国センター（認定支援センター）への被保険者番号の送信（提出）は絵任意意となつていてる。

したがって、各市町村の判断で、センターに送信するかどうかを決めていただくことになる。もちろん、市町村から被保険者番号の任意送信があれば、サンプルを抽出し、番号で追跡し、心身状況の年代変化などの資料を得るのには都合がいい、とはいえる。しかし、被保険者番号を使って特定個人の心身状況を確認するなど、センターの事務としては考えられない。

それでは、何のために
データを送らせるのか？

それでは、全国センターに集約された二百八十万八千人分の八十五項目にも及ぶ心身状況に関する個人情報、何のために使うのか。パチンコで言う、いわゆる絵出玉調整剤に使うためか？ つまり、全体のサービース需要調整剤を行うための統計・資料の収集がねらいなのではないか？ また、武蔵野市から提言が出た後、同市の担当者が、厚生省（準備室）の方から絵アドバイス剤をいただいたといっていたが、やはり、

ああいった市町村の動きは絵意にそわず芥、ということなのか？

〔準備室〕絵需要調整剤とかがねらいではない。あくまでも、要介護認定等の精度向上、全体把握のために、市町村に協力をいただき、データを送信してもらうことになつていてる。武蔵野市の方にも、誤解を解いていただき、協力をお願いしたように記憶している。

データ送信の方法は？
誰がデータを管理するのか？

武蔵野市のように、「個人情報のオンライン接続禁止条例」がある場合、どのように取り扱つつもりか。

〔準備室〕各人が特定できない形で、情報の提供を求める仕組みになつていてる。したがって、問題はないと思つたが、あつたら、具体的に指摘いただきたい。いずれにしろ、市町村は明確に個人を特定できる形でセンターにデータを送信しないことが可能になつていてる。

センターへのデータの提出は、「必要があると認めるときに」することとなつていてる。具体的には、どうなるのか？

〔準備室〕データ送信は、各市町村の任意としていてる。ただ、送信の締めは、当月一日の申請データは、翌

月末まで、 当月二日から末日までの申請データは、翌々月末まで、していてる。

と言つことは、データ送信のイミングは任意でも、実質的に常時送信が求められるということだ。の解釈に問題があるように思つた。

ところで、全国センターは、厚省独自の組織なのか？

〔準備室〕認定支援センター（全国センター）は、厚生省から委託を受けて、財団法人医療情報システムセンターが、運営管理することになつていてる。しっかりとデータ管理がき、信頼の置けるところをお願いしたいといけない。

いわゆる絵外郭団体芥、また決まりの「天下り先」の創設と言わけた。

何が問われているのか

—— 相変わらずの中央集権意識

一連のヒアリングを通じて分かったことは、介護保険の運営管理は来市町村が主体であるはずなのに相変わらず中央がコントロールしいこうという中央の役人の体質がわつていないことである。

厚生省の、コンピュータを使つ介護保険「認定支援ネットワーク

介護保険導入で国に管理される高齢者のプライバシー

介護保険導入で国に管理される高齢者のプライバシー

システム」は、まさに中央が介護保険制度をコントロールするためのツール（道具）である。市町村は、このシステム内に構築された認定支援センター（全国センター）に対して介護保険認定申請者の心身状況に関する多様な個人情報をオンライン送達するように求められる。

あいまいな法的根拠
オンライン禁止条例との矛盾
全国センターは隠れ蓑？

しかし、こうした電子送達の方法は、「個人情報」のオンライン接続禁止条例をもつ市町村にとっては、到底認められないものである。また、この全国センター自体の法的裏付けもあいまいであるとともに、このセンターでは各市町村から送信（提供）された心身状況に関するデータをどう使おうとしているのか、市町村や情報主体である認定申請者にはまったく見えてこない。不透明そのものといえる。

むしろ、厚生省は、全国センター（認定支援センター）として業務委託した医療情報システム開発センターで提供されたデータを取り扱うことで、国の個人情報保護法や情報公開法に盛り込まれた規制を回避しようとしているのではないかと勘ぐりたくもなる。「個人情報の自己コントロール

ル権」や「知る権利」に、もつと配慮した政策が求められている。

この点に関して、厚生省は、介護保険法百九十七条で市町村からオンライン送信を受けるデータは、個人が識別され、その個人に着目して使われる可能性のあるものではないこと。したがって、それらが、個人情報にあたるものであったとしても、あくまでも統計処理され、個人が識別されない形で使用されるものであるから、プライバシー問題は生じない、という考えだ。

しかし、市町村側からすれば、厚生省が実質的に、常時、市町村に認定申請者の心身状況に関する多様な個人情報のオンライン提供を求める体勢を敷いていることを危惧している。これにより自治体条例を反古にしたり、その情報を基に認定事務に介入する恐れも強いことから、最初から介護保険は国の制度としてやればいいと言いたくするのも当たり前である。

地方自治の流れを無視

本来、要介護認定事務は、市町村に任されているはずだ。原点に立ちかえって考えて見る必要がある。

私たちは、これまでも中央の役人の狡かつさに惑わされ、信じられなってきた。住民基本台帳法改正が好

例である。市町村ベースの「住民登録」の制度がいつのまにか「国民登録」の制度に変身してしまっているのである。このときに自治省の役人がツールに使ったのが「住民基本台帳ネットワーク・システム」であったのは記憶に新しい。

これに対して、いま問われているのが、介護保険「認定支援ネットワーク・システム」である。何とも似通った名称だ。

自治体の自治権を骨抜きにし、中央の役人が集中管理するために使うのが、「ネットワーク・システム」というキー・ワードである。国の役人が絵ネットワーク・システム芥と言った英語を使ったら、「中央集権」を想定して備えた方がよい。口に出さなくても、自治体の現場の者は中央の役人の手口をよく知っている。中央の現場には信用されていないということを目覚めた方がよい。

政治が、介護保険の実施まじかになつて、絵制度見直し芥と騒ぎ出した。厚生省は、自治体の立場に立つて、気概のあるところを見せたら、市町村の現場が少しは中央の役人を信頼するようになるのではないかと。

厚生省が、なぜ被保険者番号は『送信（提出）の必要なし』と明言し

ないのかについては、疑念が残る。被保険者一般の心身状況について時代変化のサンプル調査をする際番号があれば好都合、との認識で番号の送信をあえて「いらぬ」はしていないとのことであった。

しかし、市町村から送信された号を使って追跡し、特定個人の心身状況を知ることと不可能ではない中央の役人に濫用されることがあたら、たまらない。

住民票コードを使われたら

もし、被保険者番号に、絵国民背号芥である「住民票コード」が使われ全国センター（認定支援センター）そのコードが送信されたりしたら、うなるのか。介護認定申請者各人の心身状況に関する個人情報は一目瞭然なりかねない。いまは、縦割り行政もと、厚生省と自治省との間に「差」があるからよいかもしれない。しかし、予断を許さない。市町村は、絶対に被保険者番号を全国センターに送信（出）してはならない。

高齢者だからと言って、「人格権を国家が管理することに甘んじなければならぬ」と言う理屈はない。

高齢者を、各人の背番号（住民コード）の鎖で、厚生省の認定支援センターという名の「データ収容所」

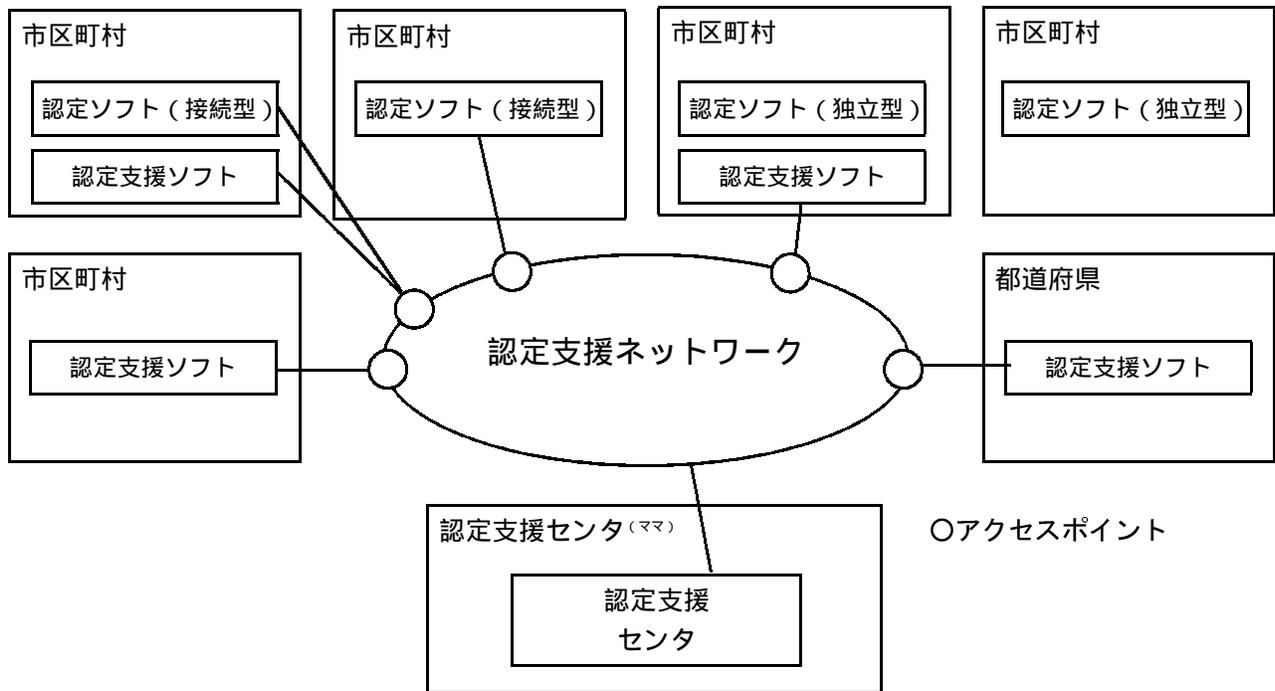
認定支援ネットワーク
 認定支援ネットワークを図一に示す。介護保険制度の要介護認定及び要支援認定を行う広域連合及び市区町村には認定支援ソフトをパソコンに導入して使用する。認定ソフトで処理した認定情報は認定支援ネットワークを通じて認定支援センターに送信される。認定ソフトと認定支援ソフトは同じパソコン上に導入して使用することもできる。

《認定支援ネットワーク》
 以下に掲載する図版および一覧表は、本文中でも触れた、厚生省が進めている『認定支援ネットワーク』の説明資料から抜粋したものである。

つないでおくことにもなりかねない。こんな絵悪夢芥を現実のものにしてはならない。混乱があっても、市町村の自治・判断に任せるべきである。
 必要なら、市町村主導で共管の組織を立ち上げれば、それで済むことである。「小さな政府」が国の目標である昨今、厚生省主導の全国センターはいらない。

図1-1 認定支援ネットワーク・システム構成図

介護保険導入で国に管理される高齢者のプライバシー



⑩認定情報 (センター送信用)
 ※No. 2の被保険者コードには○ (必須) も× (不要) もついていないことに要注意 (編集部注)

No.	必須	項目名	備考
1		保険者コード	市町村番号 (行政区番号)
2		被保険者番号	
7		年齢	認定申請日の年齢
8		性別	
10	×	被保険者漢字氏名	
12	×	住所	
13	×	電話番号	
14	×	病院施設等の名称	
15	×	病院施設等の所在地	
16		前回の認定審査会結果	要介護状態区分コード
20	×	主治医医療機関番号	
21	×	主治医番号	
22 ~ 48	√	認定に関する評価項目得点などの情報	

No.	必須	項目名	備考
49		特定疾病コード	
51 ~ 63		現在の状況 ~ 訪問介護、入所等の状況	
64		福祉用具購入	過去6月間の品目数
65		住宅改修	住宅の改修の有無
66 ~ 76		身体の麻痺・拘縮の部位と度合い	
77 ~ 90		身体機能の状況 (歩行、寝返り等)	
91 ~ 97		食物摂取、排泄の機能の状況	
98 ~ 107		日常生活機能 (洗顔、衣服の着脱等の状況)	
108 ~ 138		精神的活動の状況 (物忘れ、徘徊など)	
139 ~ 150		特定の医療機器の使用状況 (点滴、透析など)	
151		障害老人自立度	
152		痴呆性老人自立度	
No. 1から20までの管理用付随情報項目は省略 (編集部注)			

自治省、システム作りを開始

——絵背番号制芥実施に向けての動き急——

PIJ運営委員 白石 孝

八月十二日に可決、成立した改正住民基本台帳法は八月十八日に公布された。

住民基本台帳法の改正を受けて、自治省による、絵背番号制芥実施に向けての準備が、急ピッチで進められている。法案成立後の自治省の動きを追ってみた。

——第一回都道府県向け説明会

八月三十日には自治省による第一回の都道府県向け説明会が開催され、実施へ向けての作業に入った。自治省はこの説明会の席上『住民基本台帳ネットワークシステムQ&A』という五十項目におよぶ質疑応答集を配布・説明。その内容は、自治省がネットワークシステムと改正住民基本台帳法の矛盾点および根本的な問題点を、いかに隠そうとしているかがわかるものであり、反対運動への過剰な反応をむき出しにした小冊子でもある。

——自治省主導の推進協議会発足

九月には引き続き都道府県向け第二回説明会が開催され、「住民基本台帳ネットワークシステムの概要について（素案）」（未定稿）を発表、初めて「システム整備の概要」「システムの運用」「スケジュール」などを発表した。そのうえで「住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会」の発足を指示。それをふまえ、十月二十日に同推進協議会が全都道府県の部長クラスを構成員として発足、「ネットワークシステムの円滑な構築と運営を図る」ための作業に着手。

——やはり指定情報機関は

お手盛り外郭団体一件のみ

一方、改正法附則に規定されている「公布の日から起算して一年を越えない範囲内において政令で定める日から施行する」項目、指定情報処理機関の指定や届出が遅れた者への罰則（過料を五千円から五万円に引

き上げ）などが、十月一日から施行された。これはおそらく、全国オンラインセンターとなる指定情報処理機関の指定を急ぐための措置と思われる、案の定、その直後に財団法人地方自治情報センターただ一人法人のみが指定の申請をしている。

——オンライン禁止条例改訂指示

さらに八月二十三日、自治大臣官房総務審議官名で「個人情報保護施策の制度化」が都道府県あてに通知された。その内容は個人情報保護制度の未制定自治体に対して早急に対応策を講じること、オンラインによる外部提供・一律禁止事項を持つ条例の改訂を指示するものであった。

一方、政府の「高度情報通信社会推進本部・個人情報保護検討部会」が十一月十九日に「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」を提出し、政府はそれを受けて二〇〇一年の通常国会に個人情報保護法改正案を提出する作業に入った。

以上、法案成立から三か月の主な動きを紹介したが、その中からとりわけ重要と思われる点について以下、詳細に報告する。

地方自治体に条例廃止を強要

八月二十三日付の自治省通達『個人情報保護施策の制度化について』は「本来地方分権の推進者であるはずの自治省が、自治体の自主性、主体性をうという、本来の使命とはまったく反対の行為を自治体に押し付けている」という点で、極めて悪質だ。

通達文の一部を紹介する。

「（住民基本台帳ネットワークシステム）制度化に当たっては、通信線を活用した情報処理が高度情報社会の実現のために不可欠であることに鑑み、個人情報のオンラインによる外部への提供については、供の目的及び権利利益の侵害のおそれ等を個別に検討した上で、その否を決定するのが望ましく、一律禁止することのないように、特に意するようお願いします。」「また貴都道府県内市町村にも、この趣を通知し、その徹底を図られるとともに、既に個人情報のオンラインによる外部への提供を一律に禁止する規定を持つ団体に対しては、早急見直しを要請するよう、併せておいします。」（傍点筆者）

一九九九年四月一日現在、条例を制定しているのは千五百二十九体と、全自治体の五十%近くにのり、そのなかで「国等とのオンラインを禁止」している自治体は五百

十五団体（三四・三％）もある。自治省は数年前からオンライン一律禁止条項の解除を指示しているが、この一年間で四十団体が改訂をしており、今回の通達によってその動きがさらに加速されるだろう。

現に、筆者が個人情報・情報公開審議会の委員を勤めている東京都小金井市でも、十一月に開催された同審議会において、条例改正のための諮問がされた。改正理由は、学校におけるパソコン・インターネット授業で外部接続が必要という理由のほか、国からの指示によって改訂するというものであり、これは全国的な傾向といえる。

システム稼働までの日程明らかに
——Xdayは二〇〇二年八月

前述のとおり、十月二十日に発足した「ネットワークシステム推進協議会」が「住民基本台帳ネットワーク」運営の主体となる、というのが自治省の言い分である。つまり、協議会がシステムを構築するわけだが、実際は、指定情報処理機関となる財団法人地方自治情報センターがその事務局を担当する。そこでの作業に向けたシステムの「素案」が、九月下旬、自治省から示されている。内容については省略するが、「全体スネ

ジュール（想定）」によると、平成十二年度（第一次住民基本台帳改造仕様提示、影響度調査・改造仕様書作成、十三年度に住基改造作業およびデータ移行、総合試験、十四年八月に「新制度開始」、「住民票コード通知開始」という予定だ。

あなたの住民票コードは、
xxxxxx番です……

国民にネットワークシステムが実感されるようになるのは、二〇〇二年の夏。各家庭に「あなたの住民票コードは になりました」という一片の通知が届いたときだ。

同時に改正法本則で三年以内とされているネットワーク・システムも一部稼働する。その内容は、住民票コードの付定、本人確認六情報（氏名、住所、性別、生年月日、コード、付随情報）のネット上での保存、十六省庁九十二事務等への提供など、である。

一方、自治省が法案成立へ向けて大々的に宣伝していた「住民の利便性」に関わる住民票の写しの広域交付、転出入届の簡素化の特例、住基カード交付などについては五年以内の実施だ。なお、これにともない通信回線上に流される個人情報、写しの交付については戸籍の表示などを除く九情報、転入届については住

民票の記載事項全部であり、三年以内実施のシステムとは根本的に異なっている。

政府検討部会が中間報告

——個人情報保護基本法の制定を
提言したとはいうが……

前述のように政府の個人情報保護検討部会（座長・堀部政男中央大学教授）が十一月十九日に「中間報告」を提出した。

報告では「我が国の個人情報保護システムの在り方としては、まず、官民を通じた基本原則の確立を図るとともに、民間における業界や事業者等の自主規制等の自主的な取り組みを促進し、これらを全体として組み合わせることを基本とすることが適当である。」とし、基本法と個別法、さらには自主規制としてガイドライン、認証制度、民間紛争処理機関の活用などを複合的に活用していくと提言。提言の本音は

個人情報の自由な流通か？

基本的考え方は「個人情報の保護は、個人の尊厳が重んじられるという人権の一部に由来（中略）、適切な保護が図られることが重要」と述べ、一方、「適切な保護のルール下、個人情報の利用、提供、流通等を図つ

ていくことは、現代のネットワーク社会の中において利便性の高い豊かな国民生活を実現していくために要となる社会的基盤である。」といっており、絵個人情報の自由な流通が豊かな国民生活実現に不可欠と立場に立っている。（傍点筆者）

この絵基本的考え方芥は、あきかに絵民間における業界や事業者等を重んじているとしか受け取れない。尊重し重んじるべきは、個人情報、個人の尊厳のはずだが……

さらに全国民付番制度の実現が豊かな国民生活にどう直結しているのか、甚だ疑問だ。情報化一般はかに便利さや効率をもたらすことが多いが、その利益の享受者は、はしてわたしたち国民であると素直信じてよいのだろうか。満足な個人情報保護法制もできないまま、全民付番や共通番号制度あるいは個人情報の流通が実現したとして、市にとつてプラスになるとは、とて納得できない。

このまま行くと、政府の目指す個人情報保護制度の絵整備芥が、共番号化や、より一層の個人情報流のための合法的露払いになること危惧せざるを得ない。

（「中間報告」は13ページ参照

民主党、

背番号廃止法案を国会に提出

国民も、大臣も、マスコミも知らされなかった住基台帳ネットワークの実態明らかに
流れる個人情報、氏名・住所・生年月日・性別の四情報だけではなかった

CNNニュース編集部 (PIJ)

白

石PIJ運営委員の記事で、自治省が、住民基本台帳法改正成立後三年内の絵背番号制度芥実施を目指して、積極的に動き出したことがわかりただけなことと思う。ところがこの過程で、とんでもないことが判明した。

自治省は、法案審議の過程で何度も、ネットワークで全国に流されるのは「基本四情報だけ」と説明してきた。しかし、この説明が大ウソであることがわかったのだ。やはりというか、国会での審議がいかに深味の無いものであるかがわかったというか、とにかく国民をだましてまで法案の成立を強行した自治省の責任は無視できない。

民主党はきたるべき総選挙の最大の争点とすべく、さる九九年十二月

九日、国会に「背番号廃止法案」を提出した。

CNNニュース編集部は急ぎよ、先の国会でこの自治省のたましの事態を質問した民主党・河村たかし議員 (PIJ相談役) を取材。以下に、国会で明らかにされた自治省説明のウソの実態と問題点、そして民主党のこの問題への今後の対応等を報告する。

1 保利自治大臣も知らなかった

第一四五国会において九九年八月十二日に成立した国民総背番号制 (改正住民基本台帳法) の問題点が、先の第一四六国会で明らかとなった。

まず、十一月十一日衆院地方行政委員会が民主党の河村たかし議員が

おこなった質問の議事録 (抄) を読んでいただきたい。

——衆院地行委員会議事録 (抄)

河村 (た) 委員 サービスということは、出ておりますけれども、確認でございますが、住民票を全国でとれるようになる、それから転出入が楽になる、それで結構でございますね。

保利国務大臣 そのように私も理解いたしております。

河村 (た) 委 ついては、問題になりましたけれども、プライバシーの問題が出てきましたけれども、四つの情報を流す、そういうことだからいいんだ、そういうことでよろしいですね。

保利国務大臣 それは原則的には、

今四つの情報と言われましたが、れしかないわけでありませぬ、現存そのとおりでございます。

河村 (た) 委 大臣、これが全違つんですよ、あなたの言ったことが。これは、私下手したら、こん言いい方したくないけれども、自治は国民に対してちゃんと説明したか、厳しいことを言えば、だましのではないかと思っております。

どういふことかといいますと、は、質疑にも若干出ておりますけれども、流すのは違つんですよ。住票をとるためには住民票に書いてる事項、それから転出入になりま健康保険とか国民年金とか、そういう番号も全部流すんですよ。わつていますか、それを。今は違ひすでしょう。

斉藤委員長 平林政務次官。

河村 (た) 委 いや、これは大に言ってください、大臣に。なぜというとなあなたは自治省出身ですから、やはり大臣に聞きたいんで責任者に。

〈中略〉

河村 (た) 委 いや、全然答えに結構ですから、これからはしゃべないでくださいよ。大臣の方にも一回伺います。

要するに、国民に全部番号を振

んですが、これはやはり大変なことなんです。どういふことかというのと、番号を振るといふことは、私たちがどういふときに番号がつかますか。学校へ入ったときとか、それから病院があるかどうか知りませんが、会社とか、一定の包括的な支配下にかかるときに番号がつかますね、大體。ということはある意味では国家の囚人になったということなんで、これは大変なことなんです。よほど気をつけないと。

それについて、今言いましたように、確認しますが、先ほど言われましたように、住民票をどこでもとれるようになるということとか、そういうことについて、四情報を提供することでおもしろいですが。

(傍点編集部)

この議事録を読むと、保利自治大臣は、法改正後も、ネットワーク上を流れる情報は四情報《正確には六項目：住民票コード（国民総背番号）、住所、氏名、生年月日、性別、付随情報（履歴）変更した年月日とその理由》だけで誤解していると考えられる。

実は、自治省の構想ではネットワーク上を流れる情報は四情報だけで

はなく、十三情報すなわち戸籍の表示、続柄、国民年金番号、児童手当の受給の有無までもが流れるのである。この点は、改正住民基本台帳法案の審議にも出てきてはいるが、これを付随情報と誤解したり、あるいは、住民票の広域交付に必要な事項は、市町村同士が、専用回線を使ったり、FAXでやり取りをするなどと誤解した議員が多く、それ以上審議はされていない。

なぜ所管の大臣までもが、「十三」を「四」と思い込む絵誤解芥が生じたのだろうか。

自治省は文書で13を示さなかった

第一の理由は、自治省が作成した法案説明資料には、「全国センターが保有する情報は四情報だけ」との記述があるだけだった、という点があげられる。しかし、住民票広域交付の事務処理上、全国センターと市区町村の間、あるいは市区町村間相互で流通する情報は、必然的に九乃至十三情報になるといふ事実が落とされている。たしかに「四情報」以外の情報が必須なのは、住民票を手にとって見ればわかることではある。

しかし、このことが自治省から文書で初めて示されたのは、国会の場

ではなく、システムを推進するためには法律成立後の九月二十八日に自治省が開催した、第二回都道府県説明会の場においてであった。自治省が当日配布した資料の抜粋は次ページの図のとおりである。

住民票システムへの理解不足

第二の理由は、「情報」の種類が、四情報、九情報、十三情報、付随情報と多く、法案審議の折には四情報の件だけがことさら強調されていたこともあって、議員の間では、「情報の質の違い」あるいは「流通することの意味が」うまく整理されず、理解もされていなかったことだろう。

ネットワークへの理解不足

第三の理由は、市区町村同士が条例により他の市区町村に本人確認情報を提供する場合は、電気通信回線である必要はなくフロッピーでやり取りすることも示唆されているが（法三十条の六、五月十一日古賀一成議員の質問に対する鈴木行政局長の答弁）、これと、ネットワークを通じての住民票の広域交付に必要な市区町村間のやりとりとが混同されていた。

おそらく以上のような理由によるものと考えられる。

これに対し、保利自治大臣は、村議員の質問を受けて、自治省作の資料が誤解を与えるものなのかうかが点検を命じたが、自治省は、検した結果は、「（答弁）内容にソヤ間違いはない、また、資料に解を与える記述はない。」との結を出し、開き直る始末であった。

2 マスコミもまた誤解していた

では、このような絵誤解芥や理解不足は議員や大臣だけの問題なのか。以前からこの問題に取り組んでいた私たちの大部分も、さらには記者クラブをもち、自治省からたず法案のレクチュアを受けているスコミ各社も誤解をしていることが、十一月二十五日の衆議院地方政委員会指摘された。

誤解のパターンとしては、

ネットワークに載る情報は四情報だけだという誤解、四情報しかない住民票ができるという誤解が挙げられる。

記者の話によると、みな「そうは思わなかった」と口をそろえてついている。また、ある記者は、「自治省の資料を見てプリーフィング聞けば皆そう思つ」と語っている。

民主党、背番号廃止法案を国会に提出

3.1.1 蓄積情報

本ネットワークシステムで蓄積される情報例を図表3-2に示す。

図表 3-2 本人確認情報

No.	項目名
1	住民票コード
2	氏名
3	生年月日
4	性別
5	住所
6	付随情報

3.1.2 流通情報

本ネットワークシステムでネットワーク上を流通する情報例を図表3-3～図表3-5に示す。

図表 3-3 本人確認情報更新

No.	項目名
1	住民票コード
2	氏名
3	生年月日
4	性別
5	住所
6	付随情報

図表 3-5 転出証明書情報

No.	項目名
1	住民票コード
2	氏名
3	出世の年月日
4	男女の別
5	世帯主の旨
6	世帯主氏名及び世帯主との続柄
7	戸籍の表示
8	住所
9	転出先及び転出の予定年月日
10	国民健康保険の被保険者である者の旨等
11	国民年金の種別
12	国民年金手帳の記号及び番号
13	児童手当の受給の有無

図表 3-4 住民票の広域交付に必要な住民票記載事項情報

No.	項目名
1	住民票コード
2	氏名
3	生年月日
4	性別
5	世帯主
6	続柄
7	住所
8	従前の住所
9	届出年月日

号、児童手
と基礎年金
の被保険者
あることや
の被保険者
の健康保険
戸籍や続柄
すなわち
る情報群で
像を把握で
る情報を
を特定し人
り精に個
情報以上に
るとおり、
十三情報は左図の表に
しかし、十三情報は左図の表に

3 自治省は真実を説明したのか

四情報が実は十三情報だった。国民、議員、マスコミみながこれを理解できなかったのはなぜ？

まず、法案作成者、提出者として、自治省は国民そして国民の代表者たる国会議員に法案を誠実に説明する義務がある。「誠実に」というのは、法案の長所も短所もくまなくという意味であって、それを提示されてこそ国会は真に法案を審議したといえるのである。

自治省の答弁・説明を聞けば、誰もがネットワーク上を流れるのは四情報だけだとの給誤解釈におちいる。それは、自治省が複雑なネットワーク機構全体を説明する義務を怠り、プライバシー問題を検討する前提となる情報の内容について、ことさらに「全国センターが保有する情報は四情報だけ」との説明に終始していたからである。この指摘に対し自治省は、「委員会審議でこの点は言及している」とコメントしているが、この点が議論になったわけではなく、その場において質問できるのならばともかく、その場にもおらず錯誤

民主党、背番号廃止法案を国会に提出

に陥っている私たち（マスコミ、議員を含む）に、そのような子細までチェックせよというのは言い過ぎであらう。

以上のような状況を考えて、誤解していたのは、給誤解釈した者のせいではなく、法案を作成し国会へ提出した自治省の方に問題があるといわざるを得ない。

もし自治省の言い分がとおるのであれば、まるで、あの日榮が三枚目の保証人規定のページを隠して保証人に印を押させ、多額の連帯保証債務の履行を迫る手口と同じではないか。全く、悪質きわまる給役人の

4 四情報と十三情報

論理芥以外の何ものでもない。

四情報と十三情報とでは、そんなに違うものであるうか。少し冷静に分析してみよう。

もともと四情報でさえ、個人を定できる重要な情報である。にもかかわらず、住民基本台帳制度のもで、誰もが閲覧できる情報であり原則的に公開されているが、このとは受け入れるとしよう。

十三情報はプライバシーそのものしかし、十三情報は左図の表に

の受給の有無など、個人のプライバシーに密接に関わるものである。したがって、原則として公開はされていない。

つまり、四情報と十三情報では、大きく絵情報の質が異なるわけである。

戸籍は、地域によれば、被差別部落出身者を探ろうとする人権侵害事件もあるという。また、続柄については、「妻の子」と書いてあれば、妻の連れ子だと分かってしまし、「妻（未届）」と書いてあれば、事実婚状態だと分かる。つまり十三情報はプライバシーそのものである。

同じ法律で矛盾する取り扱いが…

自治省鈴木前行政局長も参議院地方行政警察委員会（H11・7・29）で、「戸籍の表示のような住民のプライバシーに密接に関わる情報について住所地以外の市町村長に送信されるということになりますので、これは慎重を期すべきもの」として、住民票の広域交付の場合に戸籍の表示をネットワークに乗せない法の趣旨を説明している。しかし、同じ人物が、転出入届のときは、これら戸籍に関する十三情報が乗ってしまう（H11・4・27衆地行委員会鈴木行

政局長答弁）と答弁。

同じ法律でありながら、「住民票の広域交付」の場合は法の趣旨を守り、「転出入届」のときは法の趣旨を無視する。これはもう、法律そのものに欠陥があるといわざるを得ない。単に、絵事務手続きの都合等といった片付けられる些細な問題ではないだろう。住民基本台帳法が目指す国民の背番号管理、役人によるプライバシー管理の矛盾が、この両制度にはつきりと現れている。

いずれも同じ危険が潜在

ところで蓄積情報と流通情報では、情報保護の安全度に大きな違いがあるのだろうか。

蓄積情報（基本四情報）は、センタに蓄積されているだけに、故意の場合も含め、情報漏洩の危険性が高いといわれている。もちろん、各市区町村や各省庁からの照会時には、四情報もネットワーク上を流れることを忘れてはならない。

一方、流通情報（十三情報）の方は、回線がハッキングされている状態では流通した瞬間に情報漏洩してしまう。たとえ専用回線であっても、情報通信に絶対安全は、ありえない。これはあの米国のペンタゴンでさえハッカー対策に苦慮している

例をあげるまでもなく、情報流通にかかわる専門家はみな、口に出していわないだけで、漏洩の危険性を痛感している。

一元管理を止めるのが至高の安全策

結局、その態様に差はあれ、プライバシー漏洩の危険性は両者とも変わりがないといえる。危険は、モトから絶つ、すなわち全国一律の情報センタに国民のプライバシーを収集し、利用しようという発想そのものをやめる以外に、絵安全策策はない。私たち国民はつい最近、役人の絵机上の安全策策の実態が、いかにおそまつで、イザというときに何ら有効な手を打てないものかという事実を目にしたではないか。東海村のJCOで起きたような（役人には）考えられない事故が、住民基本台帳ネットワークに起きない、ということとは絵考えられない芥のである。

5 自治省の犯罪？

法案を提出するときは、提出者は国会に対して誠意を尽くして法案の説明をする義務があり、いやしくも偏った説明をしたり、法案の一部を隠したりすることは許されない。

しかし、今まで見てきたとおり残念なことにこの間の自治省の資は、重大な虚偽があったと言わざるを得ない。さらには、十一月二十日の地方行政委員会で保利自治大は、説明資料は十三情報がネットワーク上を流れると知って作ったと弁している。

公務員が職務上使用する文書でソの文章や図を書く、虚偽公文作成罪（刑法百五十六条）という罪なる。自分自身で書かなくとも、容が虚偽の文書を使用すると虚偽文書行使罪（刑法百五十八条一項）なる（通説、H11・11・25衆地行委務省刑事局長答弁）。

自治省の行為は、もう政治的任、道義的責任という範ちゅうをえ、法的（刑事的）責任があるとうことになりはしないか。いや、これまで追求しない限り（しても？自治省は、自らこのネットワークの誤りを認めることはないだろう。

役人の利権拡大・組織防衛への念は少しくらいのことでは消え去ることはない。そもそも、この国民番号構想とは、一九七〇年代初めからの、三十年間にわたる彼らの絵願芥だったことを忘れてはならない。

民主党、背番号廃止法案を国会に提出

PIJは
廃止法案を断固支持し、
市民運動を強化する

皆が絵誤解芥していた状況でも、NHKの世論調査（七月九から同月十一日まで）で、住民基本台帳法改正案に反対する者は五二%と、賛成の二三%を大きく上回っていた。これまで述べたことが正しく国民に伝わると、この反対の数字はさらに上がるだろう。また、この法案の実態が正しく国民に伝わっていたら、この法案は国会を通らなかつたであろう。

流通情報は四情報のみであると思ひさせられる記述になっている資料で法案を国会に説明していた自治省は、国民をだましていたとも言える。そのような民主主義に対する冒とくは断じて許しがたい。

九九年十二月二日、民主党地方行政部会は、『背番号制廃止法案』の提出を全員一致で決め、続いて十二月九日に背番号廃止法案を国会に提出した。同党は、自由主義の立場からも保守の立場からも、今（第一四六）国会さらには総選挙で、役人による国民のプライバシー管理を強める政府与党と徹底的に闘つとしている。

「中間報告」は、絵プライバシーの有効利用芥中間報告だ

個人情報保護検討部会「中間報告」は、 絵プライバシーの有効利用芥中間報告だ

CNNニューズ編集部（PIJ）

政 府の高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会が、十一月十九日、「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」を発表した。

そもそもこの「検討部会」の属する「高度情報通信社会推進本部」とは、今後、「電子商取引の本格的普及、公共分野の情報化、情報リテラシーの向上、高度な情報通信インフラの整備に取り組むために」、小淵総理を本部長として平成十年十一月九日に発足した絵組織芥であり。前述の四つの問題について、「有識者会議」から意見・報告を聴取するといふ。

具体的には、「内閣官房内閣内政審議室は、アクション・プラン作成後年一回、その進捗状況に関する報告を受け、本基本方針に基づく情

報化施策全体の実施状況を郵政省、通商産業省等の協力を得てとりまとめ、高度情報通信社会推進本部に報告する。高度情報通信社会推進本部は、内閣官房内閣内政審議室からの報告を公表するとともに、有識者からの意見を踏まえ、所要の措置を講ずる」。なお、アクションプランとは、「三つの行動原則」「民間主導、政府による環境整備、国際的な合意形成に向けたイニシアティブの発揮」に基づき、前記四つの問題について、「最優先課題としてその実現を目指す」といふもの。

つまり、小淵内閣の「シンクタンクのようなもの」であろうか。しかし、得体の知れない組織で国民にとって重要な諸課題を討議し、役人が制度化する、というわが国の典型的な絵役人の責任免責システム芥のひとつであることは間違いない。

ところで、今回「中間報告」を表した「検討部会」のメンバーは次のとおりである。（敬称略）

高度情報通信社会推進本部

個人情報保護検討部会名簿

（一九九九年七月二十三日）

- 東京海上火災保険(株)顧問 磯山隆
- 早稲田大学 法学部教授 浦川道太
- 明星大学 人文学部教授 大橋有
- 東京工業大学 教授 大山永
- (株)東芝取締役 岡村
- 国立大蔵病院病院長 開原成
- 主婦連合会副会長 加藤真
- (株)東海銀行専務取締役 鈴木文
- 東京大学 社会情報研究所教授須藤
- 第一生命専務取締役 西垣良
- 消費科学連合会事務局次長 原早
- 座長・中央大学 法学部教授堀部政
- 弁護士 三宅
- 慶応大学 法学部教授 安富

マスコミはまたも絵誤解芥

この中間報告について同日付の日新聞朝刊は、『報告は、個人情報保護が「個人の尊厳」という憲法の理念に由来する権利であると規定五項目の保護原則を定めた基本法制定したうえで、自主規制で対処する分野と個別法で規制する分野を定めている。国の行政機関を対象

した現行の「個人情報保護法」の改正をあげたほか、民間部門で個人情報、医療情報、電気通信情報の各分野で個別法の制定を求めた。悪質で重大な情報漏えいについて、罰則も検討する方向を示した。』とずいぶん評価している。

プライバシー保護は定説ではない？

しかし朝日新聞の評価にもかわらず、報告のどこを読んでも、「プライバシーの権利は、憲法により保護される基本権である」とは明記されていない。「人権の一部に由来」する権利に過ぎない、あるいは「憲法第十三条に基づく権利であるとする学説があるもの……さらに検討する必要がある」と表現されているのみである。さらに、その他の項目も、検討すべき事項ばかりであり、OECD八原則を受け入れるかどうかさえも今後の検討課題としている。そもそもこの報告はその冒頭で、

「4 個人情報保護するに当たって考慮すべき視点 (1)保護の必要性和利用面等の有用性のバランス」という項目を置いており、絵初めに保護ありき芥という姿勢ではないのだ。

キーワードは個人情報の活用
さらに、中間報告は、本論の「個

個人情報保護システムの基本的考え方」の章において、「個人情報の自由な流通を図ることは豊かな国民生活を実現していくための不可欠の条件でもある」、「個人情報の活用は、今後における社会システムの公平性、透明性の向上等に積極的に貢献でき得る可能性が」と述べている。

一方、保護法制のあり方も、アメリカなど先進諸国のように厳格な法制を国が定めるのではなく、「基本法」で定めた原則に従い、「一般多数の民間の事業者、業界においても、基本原則の遵守に向けた様々な努力が払われること」を期待する方向が主眼となっている。さらに諸外国のプライバシー・オンブズマンのような「あらゆる分野を通じた規制権限を有する監督機関の創設は、一般多数の事業者に対する規制措置によって本来自由であるべき事業活動を大幅に制約することとなるなど、我が国の現状にかんがみると適切ではない」とまで述べている。

「個人情報保護の原則」に違反した行為があつた場合も、「広く薄い罰則であっても、あらゆる分野の一般多数の事業者にとっては、自由な事業活動の阻害要因となるなど、他の保護されるべき権利、利益が損なわれるおそれがある」から、「罰則等を

創設することについては、慎重に考えるべきである」としてきわめて消極的である。

個人情報保護より

規制緩和を最優先

これらの総じて、国が責任を持つて個人情報保護しようという姿勢が見えてこない理由はただひとつ。

「民間の全分野を通じて漏れなく……義務を課すことは、民間事業者に対して、本来自由であるべき事業活動を大幅に制約するとともに、大きな負担を課すこととなり、個人情報保護の重要性を考慮したとしてもなお問題が多く」、「規制緩和の流れにも反するところである」という表現に集中的に現れている。

規制は民間にお任せ

一方、個別法たとえば信用情報の規制法制などについても、「これまでの当該分野における保護に対する取り組み等の実績などを踏まえつつ」、「その分野の実態や特性を配慮して検討していくことが必要である」と述べるにとどまっている。しかし、後述の絵プライバシー漏えい事件芥頻発の実態を見れば、いかに「当該分野における保護に対する取組み」がずさんで、漏らし放題、被害者救済

策〇の状態が存在しているかがわかる。通産省などが定めている絵ガドライン芥などは、何の役にも立っていないのである。

おそらく、「検討部会」のメンバーが役人から渡される資料には、「プライバシー・ゼロ」社会の実態を示すものなど含まれていないのである。だからこんな悠長で、能天気な絵芥芥を起草できたのではないのか。

結論として、この「中間報告」るものは、プライバシーの保護を指すものではなく、絵プライバシーの有効利用芥を、どうしたら合法できるかを検討したものであつて決して、「高度情報化社会」における個人情報保護に有用な提言とは思えない代物である、といわざるを得ない。やはり、わたしたちは、二十世紀中は改正の必要のない百年はつ包括的で広範囲にわたる、個人情報保護を規定した法制の必要性を強く提言していかなばならない。

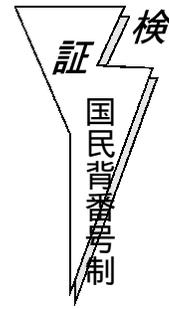
報告の全文及びご意見投稿は左のアドレスまたはFAXで。

<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/991119yukan.html>

FAXの方は

03 (三五八一) 五六〇一まで

「中間報告」は、絵プライバシーの有効利用芥中間報告だ



Data No.32

相次いで発覚する情報漏らし事件

その1 相次いで発覚する情報漏らし事件

絵個人情報の売買は違法じゃないでしょう芥 (名簿業者)

その2 それでも厚生省はあらたな個人情報収集策を提案 フロッピーで薬歴簿を持ち歩けばあなたも安心……

政

府の「個人情報保護検討部会」が絵本格的な個人情報保護法制策定の検討をはじめたという。内容は、十三ページからの記事をごらんいただくとして、ここでは、最近の数カ月間に報道された個人情報漏らし放題の実態の一端を報告する。

以下の記事をお読みいただければわかるように、包括的で広い分野にわたる個人情報保護法制がないために、情報を漏らすのは自由、金で買うところがあから漏らす、という事態が繰り返されている。さらに、個別の法制で保護されている情報であっても、これを保有し管理する側のプライバシー意識が低く、その機関に常時、情報漏らしを監視する体制もないため、絵個人情報漏らしは、犯罪ではない芥という主張がまかり通っている。

このような事態に歯止めをかけるには、強く個人情報を保護する、という官民、とくに政府の姿勢とこれを現実化する対応が不可欠であることはいままでもない。

それでは、新聞報道に現れた事件のいくつかを紹介する。

ケース1

警官、犯罪歴情報漏らす(1)

- 《漏らした者》警視庁大井署巡査部長
- 《漏らした相手》興信所経営者
- 《漏らした情報》捜査目的で得たNTTの顧客情報及び前科前歴情報
- 《情報保有者》警視庁、NTT
- 《発覚の経緯》警視庁に匿名の電話
- 《処罰法令》地方公務員法の守秘義務違反(一年以下の懲役または三万円以下の罰金)
- 《情報保有者の対応》犯罪として立

件するようなものではない(警視庁)として諭旨免職のみ。

ケース2

警官、犯罪歴情報漏らす(2)

- 《漏らした者》愛知県警警部補
- 《漏らした相手》知人の会社役員
- 《漏らした情報》捜査を名目に入手した携帯電話契約情報及び交通違反などの前科前歴情報、交番保管の連絡表(世帯主・家族構成記入)写し
- 《情報保有者》愛知県警、NTT等
- 《発覚の経緯》書類の任意提出
- 《処罰法令》地方公務員法他
- 《情報保有者の対応》「悪質なもので」懲戒免職・地方公務員法違反で逮捕したものの「情報は悪用されていない」と釈明。しかし、「他には渡っていない」とは言明せず。
- ケース3

警官、携帯契約情報漏らす

- 《漏らした者》奈良県警警部補
- 《漏らした相手》大阪府内の自営業
- 《漏らした情報》捜査名目で得たTNTの携帯電話顧客情報
- 《情報保有者》NTTドコモ
- 《発覚の経緯》NTTの問い合わせ
- 《処罰法令》有印公文書偽造・同使、公務員職権乱用(県警発表)
- 《情報保有者等の対応》六月にNTTからの問い合わせがあったもの、八月に病气理由で依願退職をめた。
- ケース4

誰が? 病歴情報漏らす

- 《漏らした者》?? 医療関係者
- 健康保険関係者、健康食品会社、険会社……誰が?
- 《漏らした相手》ある個人(名簿を

売しているのは、「全国医療情報センター」と名乗る名簿業者)

《漏らした情報》病名、氏名、年齢、住所などの病歴情報

《情報保有者》????? (「漏らした者」のいずれか、あるいは複数)

《発覚の経緯》DMで名簿を買いそつな事業者が案内が届く

《処罰法令》??? 漏らした者が国や自治体、健康保険団体関係者なら、個別法令で守秘義務違反に問えるかもしれないが、民間関係者であれば絵打つ手なし芥...

《情報保有者等の対応》「健康保険審査に携わる者には守秘義務があるのだ...」

《問題の名簿業者の発言》「個人情報報を売買することは違法行為ではないでしょう。実際、倒産した健康食品会社や保険会社から病名付きの顧客情報が大量に流出し、堂々と売買されている。なぜ、うちだけ問題にされるのか。営業妨害だ」。不況で倒産する健康食品販売会社などが相次いでいる。このリストで助かる業者もたくさんいる。これをもとに、健康食品や薬が販売され、病気が治る病人もいるはずだ。プライバシー侵害というだけで、すべて悪いのか。必要悪として許されると思う。販売先も限定し、病人に迷惑が

かからないよう配慮している」。

これら一連の事件の性格をあらわすのが、ケース4の業者の「個人情報報を売買することは違法行為ではないでしょう」という発言。まさにその通り。現在は、情報を漏らすこと・その情報を買うことは、その情報入手方法が、公務員法や刑法などに直接抵触しない限り、いずれも違法にはならない。

また、情報漏らしが発覚しても、その情報管理者が当人を処分するとは限らない。また、処分をさせることもできない(警視庁は論旨免職で済ませた)。つまり、漏らし放題、売つた者がトクをする、買つた者がうまくやった、という状況である。

これでは、情報の当事者個人はたまったものではない。情報化社会は国民に利便をもたらす、という一面だけで個人情報保護が、ないがしろにされている。

ところが、このプライバシー・ゼ口をさらに促進しようというのが、厚生省の薬歴FD持ち歩き(かせ)制度だ。次に、この構想を見てみよう。

全国どこに行くにも薬歴FD連れ
厚生省は、「全国どこでもかりつけ薬局」構想の一環として、「薬歴簿を共通のフォーマットで電子化」

し、コンピュータ入力する「薬歴管理システム」を二〇〇〇年から二年計画で導入し、全国の医療機関・薬局で利用できるようにするという。

さらに、この薬歴データをFD(フロッピーディスク)に記録し、患者に持たせれば、全国どの薬局でも「かかりつけ薬局」としての機能を果たせるようになるので、患者も便利になるという。

しかし、このFDの中には、おそらく患者の氏名・住所、健康保険の種類と被保険者番号、特定の薬品に対するアレルギー反応の有無、副作用歴、最近の調剤実績など、薬局が必要とする情報が書き込まれるはずだ。これらはすべて、重大なプライバシーそのもの。しかも、それを全国どこでも読めるようにするからには、絵暗号化剤などの面倒な処理はしないであろう。次の構想は、薬歴ネットワークでオンライン調剤か?

これではいくら厳格な個人情報保護法制をつくっても、次々と絵考えられない事故の原因をつくるようなもの。

もう、国民のプライバシーを役人が自由に扱おうという発想は、これ以上いらない。

(た)

相次いで発覚する情報漏らし事件

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
(ともに年間購読料 3,000円含む)

NetWorkのつばやき

- ・同じような有識者がまたもプライバシー侵害のお先棒かつぎ。
- ・役人と一緒になって、とことん、日本を悪くするまでやるつもりか。
- ・それならこちらも最後までお付き合いお断りしたいか

(ト)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美

Published by

Privacy International Japan(PIJ)
IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021,Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

2000.01.05発行 CNNニュースNo.21

編集及び発行人